

国名
インドネシア
在外公館名
在インドネシア日本国大使館
情報確認年月日
2024年4月29日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>（一般的な薬品の持ち込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を記入した申請フォームを事前に用意すること。 https://jdih.pom.go.id/download/product/1535/28/2023 ・下記の医薬品を持ち込む場合は、医師からの処方箋は不要。 <ul style="list-style-type: none"> - 個体の薬品（錠剤/カプレット/カプセル/丸薬等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり30個。 - 半個体の薬品（クリーム/軟膏/ジェル/坐剤等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり3個。 - 液体の薬品を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり3個。 - エアゾール薬品（シロップ/乳化液/懸濁液等）を持ち込む場合は、各種類医薬品、一人当たり3個。 ・ただし、医師からの処方箋がある場合、最長90日間の治療分を上限とする。 <p>（医療用の麻薬や向精神薬の持ち込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアに医療用の麻薬又は向精神薬を持ち込もうとする場合には、まず、その医療用の麻薬又は向精神薬が、下記のリストに含まれているか確認する必要がある。 <p>インドネシアにおいて医療用として使用可能な麻薬（DAFTAR NARKOTIKA GOLONGAN II 及び III）及び向精神薬（DAFTAR PSIKOTROPIKA GOLONGAN II、III 及</p>

びIV) のリスト

(麻薬) <https://peraturan.go.id/files/permenkes-no-30-tahun-2023.pdf>

(向精神薬)

<https://laboratorium.bnn.go.id/asset/permenkes/PMK%20No.%2031%20Th%202023%20ttg%20Penetapan%20dan%20Perubahan%20Pengolongan%20Psi kotropika-signed.pdf>

(医療用麻薬の持ち込みに必要な書類)

- 必要事項を記入した申請フォーム

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1535/28/2023>

- 医師からのレター

- 処方箋の写し

- 薬のラベル又は服用方法等について記載されたラベル

・日本語の場合には、英語訳又はインドネシア語訳を添付すること。

・インドネシアでの滞在期間に応じて最長2ヶ月の治療分を上限とする。

(医療用向精神薬の持ち込みに必要な書類)

- 必要事項を記入した申請フォーム

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1535/28/2023>

- 患者の氏名、適応症、医薬品名、投与量、治療期間、毎日の向精神薬の使用量が記載された患者を治療する医師による処方箋の写し及び／又は証明書

・日本語の場合には、英語訳又はインドネシア語訳を添付すること。

・インドネシア滞在期間に応じて最長2ヶ月の治療の最大量を上限とする。

(参考)

- インドネシア保健省照会先

WhatsApp : +62 0821 1052 4619 (英語可)

メールアドレス : narkotikasubdit@yahoo.com (英語可)

- 国家食品医薬品監督庁 (BPOM) 照会先

コールセンター : 1500533 (インドネシア語)

メールアドレス : halobpom@pom.go.id (英語可)

電話 : +62 21 4244691/42883309/42883462 (インドネシア語)

FAX : +62 21 4263333 (英語可)

WhatsApp : +62 811 9181 533 (英語可)

SMS : +62 8121 9999 533 (英語可)

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

参考情報

・ 麻薬に関する法律 2009 年第 35 号

<https://farmalkes.kemkes.go.id/unduh/uu-no-35-tahun-2009-tentang-narkotika/>

(UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 35 TAHUN 2009 TENTANG NARKOTIKA)

・ 向精神薬に関する法律 1997 年第 5 号

<https://farmalkes.kemkes.go.id/unduh/uu51997psikotropika/>

UNDANG - UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 5 TAHUN 1997 TENTANG PSIKOTROPIKA